

平成31年第1回定例会会議録

平成31年2月8日

柏羽藤環境事業組合

平成31年柏羽藤環境事業組合議会

第1回定例会議事日程

平成31年2月8日
午後1時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 柏羽藤環境事業組合情報公開条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 平成30年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第5号 平成31年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算
- 日程第8 議案第6号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第9 一般質問について

13時30分～15時05分

出席議員

1番 伊藤 政一 君	2番 瀬川 覚 君	3番 渡辺 真千 君
4番 外園 康裕 君	5番 大木 留美 君	6番 山本 修広 君
7番 岩口 寛治 君	8番 畑 謙太郎 君	9番 上薮 弘治 君
10番 黒川 実 君	11番 岸野 友美子 君	12番 寺田 悦久 君
13番 清久 功 君	14番 田仲 基一 君	15番 鶴田 将良 君

説明の為、出席した者の職氏名

管理者 北川 嗣雄 副管理者 國下 和男 副管理者 富宅 正浩
会計管理者 小川 有紀子 事務局長 八幡 公一郎
事務局次長兼総務課長 門谷 陽介 副理事兼クリーンセンター所長 小坂 成夫

事務局出席者

端山 雅之

会議録署名議員

8番 畑 謙太郎 君 9番 上薮 弘治 君

議長（寺田悦久君）

それではただ今から平成31年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を開会いたします。定例会の開会にあたり管理者よりご挨拶を受けます。

北川管理者。

管理者（北川嗣雄君）

まずは本日、平成31年の柏羽藤環境事業組合第1回目の定例会を開催を頂きました。今ご挨拶をされました寺田議長を始め各議員におかれましては、公私何かとご多忙中にも関わりませず本議会にご出席を頂きまして誠に有難うございます。本議会を含めて本年もどうぞよろしくご指導とご鞭撻をお願いいたします。

また今局長の方から昨年12月に起こりました火災についての報告がございました。しっかりと日々日常点検をすると共にきめ細やかな行政をこれからも進めて参りたいという風に思っておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

少し話を変えさせて頂き誠に申し訳けないんですけれども、今三市の中で特に消防組合についての取り扱い、広域化ということが一つの話題になっておるところでございますけれども、当環境事業組合についてもいずれはそうした話も出てくるのではないのかなという風に私は受け止めをさせて頂いております。ただこうした施設、特にこの柏羽藤の当施設につきましてはもう27年を経過をいたしまして、この施設の大体平均的な寿命と言いますか、施設の耐用年数というか耐用ですね、一つみてみますと約40年という風に言われております。従いまして残すは後12年、13年ということですので、そろそろ建て替えを含めてそうした広域化を含めた形の中で検討していく必要があるのではないのかなという風に思っております。

まあご承知の通り特に毎年こういった予算を計上させて頂く中で、各施設の老朽化が目立っておりまして、その金額も年々増えているのが現状であります。しっかりと延命処置、特にとりわけごみの減量化なども含めて事象的な取り組みをすると同時に準備も進めて参りたいという風に思っておりますので、どうかよろしくご了承頂けますようお願いを申し上げまして、誠に簡単措辞でございますけれども、本日の議会の開会の挨拶とさせて頂きます。どうぞ本日はよろしくお願いいたします。

議長（寺田悦久君）

日程第1、会議録署名議員の指名をおこないます。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において8番、畑謙太郎議員及び9番、上薮弘治議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（寺田悦久君）

ご異議なしと認めます。

よって今期定例会は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第1号、柏羽藤環境事業組合情報公開条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長兼総務課長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程頂きました議案第1号についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願い申し上げます。

議案第1号、柏羽藤環境事業組合情報公開条例の制定についてでございます。柏羽藤環境事業組合情報公開条例を次のように制定する。平成31年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

制定理由といたしまして、平成11年5月に国会での審議を経て行政機関の保有する情報の公開に関する法律が公布され、地方公共団体にも情報公開の必要な施策の策定及び実施が求められることになりました。このため、本組合の構成市であります柏原市、羽曳野市及び藤井寺市におきましては情報公開条例

を制定され、柏原市及び羽曳野市におきましては平成13年4月1日から、藤井寺市におきましては平成11年10月1日からそれぞれ施行されているところでございます。このような状況を鑑みまして、本組合におきましても、組合の実施機関の保有する情報の一層の公開を図るための制度を確立することによりまして、組合行政の透明性を確保することを目的といたしまして、このたび本条例案として取りまとめたものでございます。

それでは、条例案の内容につきまして、その概要を説明させていただきます。恐れ入りますが、2ページをお開き願います。

第1章では、第1条から第4条までにおいて総則規定を設けております。その中で、第1条では、組合の機関が保有する情報を広く公開することにより、組合行政の透明性を確保することを目的としております。

第2条では、定義規定でございます。第1号では、情報公開を実施する組合の機関は、実施機関として組合のすべての機関であることを明記しております。第2号では、この条例の対象となる情報は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得したもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして実施機関が保有しているものとしております。第3号では、情報の公開は、実施機関が、情報を閲覧等に供し、又はその写しを交付することとしております。

第3条は、実施機関の責務を定めており、第1項におきまして、実施機関は、この条例の解釈及び運営に当たっては、情報の公開を請求する権利を十分尊重するとともに、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。という解釈規定を設けております。次に3ページをお開き願います。

第4条は、利用者の責務として、情報の公開によって得た情報を、第三者の権利利益を侵害することのないよう適正に使用しなければならないと規定しております。次の第2章は、情報の公開につきまして第5条から第15条までに規定しております。

このうち、第5条は、公開請求権を定めるもので、何人も情報の公開を請求することができることとしております。

第6条では、個人情報などの非公開情報が記録されている場合を除き、情報を公開しなければならない旨を規定しております。このほか、3ページから5ページにかけて、非公開情報を記録されている場合について、第7条で部分公開、第8条で裁量的公開、第9条で存否に関する情報の規定を置いております。同じく5ページの第11条第1項では、公開決定等の期限につきまして、原則として公開請求を受理した日から15日以内としております。その他、この章では、公開請求の手続、公開決定等の期限の特例、第三者保護に関する手続、公開の実施等の手続規定を置いております。

そして、この章の最後の条文であります7ページ下段の第15条では、情報

の記録の写し等の作成や送付に要する費用の負担について定めております。次の第3章は、審査請求についての規定でございます。

次の8ページをお開き願います。このうち、第17条は公開決定等又は公開請求に係る不作為に対する審査請求について定めております。実施機関の審査庁は、この審査請求があったときは、原則として審査会に諮問して、審査請求に対する裁決をしなければならないこととしております。同じページ下段の第4章、柏羽藤環境事業組合情報公開審査会では、第18条から第25条まで規定しております。

第18条は、審査庁の諮問に応じて審査審議をするため、柏羽藤環境事業組合情報公開審査会を設置することとしております。

この審査会は、情報公開に関し識見を有する者5人以内で組織することとしております。また、この審査会は、審査請求に対する調査審議のほか、情報公開制度に関する重要事項について実施機関に申し出ることができることとしております。次の9ページをお開き願います。

第19条では、審査会の調査権限として規定しております。この審査会には、調査権限として、審査庁に対し、審査請求に係る情報の提示を求めることができることとしております。

第20条では意見の陳述、10ページの第21条では意見書等の提出、第22条では委員による調査手続、第23条では提出資料の閲覧について、それぞれ調査審議の手続についての規定を置いております。また、第24条では審査会が行う調査審議の手続は非公開とし、第25条では諮問に対する答申をしたときは答申の内容を公開することとしております。

次の、第5章雑則につきましても、第26条から第29条まででございますが、この章には、情報の適切な管理や他の制度との調整、この条例の施行状況の公表等につきましても規定しております。なお、附則第1項によりまして、この条例の施行日を平成31年4月1日からとしており、附則第2項ではこの条例の適用を受けるのは、施行日以降に作成又は取得した情報としておりますが、それ以前の情報につきましても整理が終了した情報から適用することとしております。以上で、議案第1号の説明を終わらせて頂きます。

どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

はい。瀬川議員。

瀬川覚君

お尋ねします。あの法が施行されたのが平成11年で11年10月1日に藤井寺市、13年4月1日に柏原市、羽曳野市それぞれに情報公開条例が出来たと、まあ今この情報公開条例が制定される訳なんですけれども、これまでの間どういう風な対応をされていたのかなということをお聞かせ願えればと思います。

議長（寺田悦久君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まずあの財務状況の公表でありますとか工場から排出する排ガスや灰の測定結果など公表に努めておりまして、情報の公開についてはそういう形で努めて参りました。また非常に件数は少ないですが情報公開の申し入れがあった場合は法律の主旨に則りまして、又構成市の情報公開条例を参考にしながら真摯に対応させて頂いております。現在までに情報公開条例等に関する苦情等はありません。

しかしながら先程申し上げました上程理由に加えまして、今後万一審査会に諮問するような事案が発生した場合に当組合で条例未整備であれば、審査会もございませんので、そういうこともございまして先程の上程理由を申し上げさせて頂きましたが、今回条例案を上程させて頂いたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（寺田悦久君）

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。まあ上程理由もおっしゃった通りだと思いますし、あのなぜ質問させて頂いたのかと言いますと、例えば第6条なんですけれどもね、まあこういうものは情報公開しませんよというような中のですね(5)なんですけれども、実施機関と国等の機関との間における照会、検討、協議等に関する情報であって公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係に著しい支障がある情報と書かれてあるんですけれども、一般的なこととしてあり得るということを書かれているということは認識しておるんですけれども、情報公開条例の制定の主旨は原則、情報を公開するんだと、あの個人情報保護という観点から考えれば、後は原則公開するんだという観点だということをお確認したかったということをお聞きして、これまで無かった時はどうしていたのかなということをお聞かせ頂きました。以上です。

議長（寺田悦久君）

他に質疑はございませんか。

無いようでございます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（寺田悦久君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第1号、柏羽藤環境事業組合情報公開条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

次に日程第4、議案第2号、柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長兼総務課長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程頂きました議案第2号についてご説明申し上げます。議案書の12ページをお願い申し上げます。

議案第2号、柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の制定についてでございます。柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例を次のように制定する。平成31年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

制定理由といたしまして、地方公共団体は、市民の他人に知られたくない権利の保護に万全を尽くさなければならず、加えて近年の情報化の進展は個人情報の大量処理を可能とする一方で、万一漏洩等が起きたときの被害は広範かつ修復不可能なものになるおそれがあります。このため、本組合の構成市であります柏原市、羽曳野市及び藤井寺市におきましては個人情報保護条例を制定され、柏原市及び羽曳野市におきましては平成13年4月1日から、藤井寺市におきましては平成11年10月1日からそれぞれ施行されているところでございます。このような状況を鑑みまして、本組合におきましても、個人情報の取扱いに関する規律と本人関与の仕組みについて定めるところにより、個人情報の取扱いに伴い、生じる恐れのある個人の人格的、財産的な権利利益に対する侵害を、未然に防止することを目的といたしまして、このたび本条例案として取りまとめたものでございます。それでは、条例案の内容につきまして、その概要をご説明申し上げます。次の13ページをお開き願います。

第1章は、第1条から第5条までにおいて総則規定を設けております。その中で、第1条では、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図り、もって基本的人権の擁護に資することを目的としております。

第2条では、定義規定でございます。次の14ページをお開き願います。この中で、第4号において、この条例の対象となる組合の機関は、実施機関として、組合のすべての機関であることを明記しております。次の15ページをお開き願います。

第3条では実施機関の責務を、第4条では市民の責務を、第5条では事業者の責務を、それぞれ規定しております。

次の第2章では、第6条から第13条までにおいて、実施機関が取り扱う個人情報の保護について定めております。第6条では、個人情報を取り扱う事務

を開始しようとするときは、あらかじめ届け出なければならないこととしております。次の16ページをお開き願います。

第7条では、個人情報を収集するときは、目的を明らかにし、目的達成のために必要な範囲内で、原則として本人から収集しなければならないこととしております。また、第4項では、要配慮個人情報を収集してはならないこととしております。次の17ページをお開き願います。

第8条では、利用及び提供の制限として、個人情報を収集した目的以外に利用することや、通信回線により結合した電子計算機を用いて個人情報を提供すること等を原則として禁止しております。

第9条では特定個人情報の利用の制限について、次の18ページの第10条では、情報提供等記録の利用の制限について、実施機関は、それぞれ利用目的以外の目的のために自ら利用してはならないこととし、第11条では、その提供についても制限しております。

第12条では、保有個人情報の適切な管理について定め、第13条では、個人情報取扱事務の処理を実施機関以外のものに委託する場合の措置について定めております。

次の第3章は、個人情報の開示、訂正及び利用中止について規定しております。第1節は、第14条から第23条までにおいて開示について定めております。第14条は、開示請求権として、何人も、自己に係る個人情報の開示の請求をすることができるものと定めております。次の19ページをお開き願います。

第15条は、開示請求者以外の者に関する保有個人情報など一定の場合を除き、保有個人情報を開示しなければならない旨を規定しております。次の20ページをお開き願います。

第16条では部分開示について、第17条では裁量的開示について、次の21ページ第18条では存否に関する情報についての取扱いを定めております。

第19条は、開示請求の手続きですが、情報公開と異なり、自己の正当な請求権者であることを証明するために必要な書類を提出又は提示することを求めています。

第20条では、開示等決定は原則として開示請求を受理した日から15日以内に行わなければならないこととしております。次の22ページをお開き願います。

第21条は第三者保護に関する手続きについて、第22条は開示の実施について、それぞれの手続規定を置いております。そして、この節の最後の条文であります23ページの第23条では、保有個人情報の記録の写し等の作成に要する費用の負担について定めております。次の第2節は、第24条から第27条までにおいて訂正について定めております。

第24条は、訂正請求権として、何人も、自己のかかる個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、訂正の請求をすることができるものと定めております。

第25条では訂正請求の手続を、次の24ページ第26条では訂正請求に対する措置等を、それぞれ第1節の開示の規定に準じて定めております。第27条では、訂正の実施をした場合の提供先等への通知について定めております。次の25ページをお開き願います。第3節は、第28条から第31条までにおいて利用中止について定めております。

第28条は、利用中止請求権として、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、この条例の規定によらないで目的外利用又は外部提供がされていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の中止、消去又は提供の中止を請求することができるものと定めております。

第29条は、特定保有個人情報の利用中止請求権と、第28条と同様の規定を定めております。次の26ページをお開き願います。

第30条では利用中止請求の手続について定め、第31条では利用中止請求に対する措置等について訂正請求の規定を準用する旨を定めております。

第4章は、第32条及び第33条において審査請求について定めております。この章では、第14条の開示請求、第24条の訂正請求、又は第28条の利用中止請求について審査請求があったときは、審査庁は、原則として審査会に諮問しなければならないこととしております。また、審査会は、諮問があった日から60日以内に答申するよう努めることとし、答申を受けた審査庁は、これを尊重して速やかに裁決を行わなければならない旨を定めております。

次の27ページの第5章は、第34条から第41条までにおいて柏羽藤環境事業組合個人情報保護審査会について定めております。

第34条において、諮問に応じて調査審議するため、柏羽藤環境事業組合個人情報保護審査会を設置することとしております。この審査会の組織、調査権限、調査審議の手続につきましては、先程の議案第1号の柏羽藤環境事業組合情報公開条例において設置することといたしました情報公開審査会とほぼ同様に規定しております。次に29ページをお開き願います。

第6章の雑則では、第42条から第44条までにおいて他の制度との調整等、施行状況の公表、委任について規定しております。次の30ページの第7章は、第45条から第48条までにおいて、この条例に違反した場合の罰則について規定しております。罰則の内容につきましては、第45条から第47条までの罰則は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律並びに本組合構成市の個人情報保護条例と同内容としております。

また、第48条の行政罰であります過料につきましても、本組合構成市の個

個人情報保護条例と同内容としております。

次に、附則によりまして、この条例の施行日を平成31年4月1日から施行することとしております。以上で、議案第2号の説明を終わらせて頂きます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

はい。瀬川議員。

瀬川覚君

あの第2条の条項の定義の中の(10)なんですけれども、保有特定個人情報というものがあるんですけれども、その中でただし行政文書に記録されているものに限ると書いてあるんですけれども、あの具体的に言うとどういったこと、どういったものが保有特定個人情報になるのでしょうか、扱っているものというか。

議長（寺田悦久君）

答弁よろしいか。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まあ市役所と比べまして当組合で保有している情報というのは非常に少なくございますが、その中でもやはり個人を特定できる情報というのもございますので、そういったもの、当組合で保有しているその特定の個人を識別することが出来る情報ということを対象としているという風に考えております。

議長（寺田悦久君）

瀬川議員。

瀬川覚君

いやあの一般的に特定出来るとかじゃなくて、ここはあのいわゆる番号法で定められている特定個人情報のことで、その保有特定個人情報でただし行政文書に記録されているものに限ると書かれてあるので、まあ具体的にどういうものが扱われているのかなとお聞きしたかっただけですので、また後程でも構いませんのでお知らせ下さい。以上です。

議長（寺田悦久君）

また後に詳しい説明があると思いますのでよろしくお願ひいたします。

他に質疑はございませんか。

はい。無いようでございます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（寺田悦久君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第2号、柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

日程第5、議案第3号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長兼総務課長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程頂きました議案第3号についてご説明申し上げます。議案書の31ページをお願い申し上げます。

議案第3号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。平成31年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

制定理由といたしまして、柏羽藤環境事業組合情報公開条例と柏羽藤環境事業組合個人情報保護条例の制定に伴い、これらの条例に基づく審査請求等があった場合には、実施期間は情報公開審査会または個人情報保護審査会に事案の審査などを諮問し、諮問を受けた審査会は当該事案につき調査、審議し、実施機関に答申することとしております。このため、本組合の柏羽藤環境事業組合情報公開審査会及び柏羽藤環境事業組合個人情報保護審査会を設置することとなり、各審査会委員の報酬について条例で定める必要が生じますことから、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、各審査委員会の報酬を定めるものでございます。別表に次のように加えるとして、情報公開審査会委員、日額、20,000円。個人情報保護審査会委員、日額、20,000円を別表に新たに加えるものでございます。また、附則において、この条例は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

尚、33ページに新旧対照表を添付してございます。ご参照の程よろしくお願ひ申し上げます。以上簡単ではございますが説明を終わらせて頂きます。どうかよろしくご審議、ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑ないようでございます。これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長（寺田悦久君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第3号、非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決することに決しました。

日程第6、議案第4号、平成30年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます

門谷事務局次長兼総務課長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

はい。それでは、ただ今上程頂きました議案第4号についてご説明申し上げます。補正予算書の5ページをお願い申し上げます。平成30年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号でございます。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,042万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,033万3千円とするものでございます。第2条では継続費、第3条では地方債の補正を定めてございます。平成31年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。恐れ入ります。次に8ページ、9ページをお願い申し上げます。

第2表、継続費の補正でございます。款3衛生費、項1清掃費、事業名は、乾燥段ストーカフレーム更新工事で継続費の総額から1,344万円を減額し、1億8,306万円とさせて頂いております。これは契約差益によるものでございます。それに伴いまして年割額につきましても減額させて頂いております。恐れ入ります。10ページ、11ページをお願い申し上げます。

第3表、地方債の補正でございます。これは、事業費の金額確定により、前処理棟屋上防水工事事業、外5件の起債につきましても、限度額を表記載のとおりそれぞれ減額をさせて頂いております。誠に恐れ入ります。次に16ページ、17ページをお願い申し上げます。

歳入の補正でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、補正額といたしまして、9,597万円の減額でございます。関係三市の内訳は、説明欄に記載させて頂いております。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金、補正額は7,154万5千円を増額しております。これは、平成29年度の繰越金でございます。款7組合債、項1組合債、目1清掃債で補正額といたしましては先程、第3表、地方債のところで申し上げました、節1前処理棟屋上防水工事事業で40万円、節2乾燥段ストローカフレーム更新工事事業で400万円、節3受電設備各盤変圧器更新工事事業で90万円、節5計装用空気圧縮機脱湿装置更新工事事業で40万円、節6灰クレーンバケット交換工事事業で20万円、節7高圧蒸気だめ圧力制御弁更新工事事業で10万円、合わせて600万円減額させて頂いております。これは、それぞれの事業費の確定に伴い、組合債も減額しておるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願い申し上げます。後程、科目ごとに出てまいります。先に人件費について全体的にご説明させていただきます。今回の補正予算のうち、人件費全体と致しまして291万1千円の減額となっております。これは人事院の勧告に伴う給与改定、勤勉手当の年間支給割合の引き上げ、それと一般職の職員の給料月額の特例に関する条例による減額との差引を、減額させて頂いております。

尚、あとの個々の人件費の内訳であります給料、職員手当等、共済費につきましては、金額のみの読み上げとさせて頂きます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額は454万円の減額でございます。節2給料で365万円、節3職員手当等で36万2千円、節4共済費で52万8千円、それぞれ更正させて頂いております。

続きまして、款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費、補正額は53万2千円を減額させて頂いております。節2給料で35万円更正し、節3職員手当等で9万円、節4共済費で15万円をそれぞれ追加させて頂いております。詳細は省かせて頂きます。節15工事請負費で42万2千円の更正でございます。処理棟シャッター、扉前脱着式防水板設置工事で8千円、前処理棟屋上防水工事で41万4千円、それぞれの契約差益でございます。

続きまして、目2ごみ処理費では補正額110万円を増額させて頂いております。節3職員手当等で2,346万1千円、節4共済費で19万6千円をそれぞれ追加させて頂いております。こちらも個々の内容については省略させて頂きます。節7賃金で1,800万円を更正させて頂いております。これは平成30年度の当初予算と比べまして、嘱託職員5名の減によるものでございます。節11需用費、211万円を追加させて頂いております。これは当初予算時より燃料単価の高騰によるもので、燃料費を追加させて頂いております。節

15工事請負費で666万7千円の更正でございます。灰クレーンバケット交換工事で21万6千円、高圧蒸気だめ圧力制御弁更新工事で15万2千円、計装用空気圧縮機脱湿装置更新工事で56万円、乾燥段ストローカフレーム更新工事で448万円、受電設備各盤変圧器更新工事で125万9千円、それぞれの契約差益でございます。

続きまして、目3資源回収事業費では補正額2,421万円を減額させて頂いております。節2給料で150万円、節3職員手当等で2,202万2千円をそれぞれ更正させて頂いております。恐れ入ります。20ページ、21ページをお開き願います。節4共済費で68万8千円を更正させて頂いております。こちら各々の内容については省略させて頂きます。

続きまして、款4公債費、項1公債費、目2利子、224万3千円を減額させて頂いております。節23償還金利子及び割引料で同額を更正させて頂いております。これは平成29年度借入分、ごみ処理施設分7件、資源化施設分1件の借入額並びに利率の確定により減額するものでございます。

以上、簡単ではございますが、柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号の説明を終わらせて頂きます。尚、23ページ以降に関係調書を添付してございますので、ご参照の上、ご審議ご決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（寺田悦久君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、平成30年度柏羽藤環境事業組合一般会計補正予算第1号は、原案どおり可決することに決しました。

日程第7、議案第5号、平成31年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

門谷事務局次長兼総務課長。

事務局次長兼総務課長（門谷陽介君）

それでは、ただ今上程頂きました、議案第5号についてご説明申し上げます。当初予算書の5ページをお願い申し上げます。

平成31年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算でございます。第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億444万1千円と定めるものがございます。第2条におきましては、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法等を定めております。

第3条におきましては、一時借入金の借入額の最高額を5億円と定めるものがございます。第4条におきましては、歳出予算の流用についての定めをしております。平成31年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。それでは内容につきましては順次ご説明申し上げます。8ページをお願い申し上げます。

第2表、地方債でございます。平成31年度は12件の地方債発行を予定しております。いずれも利率7パーセント以内、償還期限15年以内、措置期間3年以内と定めております。限度額はそれぞれ、トラックスケール更新工事業し尿、350万円。I Z処理棟屋上中南側防水工事業200万円。乾燥段ストーカフレーム更新工事業5,490万円。破碎ごみコンベア更新工事業2億30万円。発電設備関連更新工事業1億9,910万円。ごみクレーン制御設備更新工事業2,880万円。高圧蒸気だめ圧力制御弁更新工事業460万円。フェニックス整備事業債、事業費調整1,730万円。フェニックス整備事業債100万円。清掃運搬施設等整備事業債1,380万円。供給クレーンバケット交換工事業670万円。トラックスケール更新工事業資源、270万円。と定めてございます。それでは、歳入歳出予算の内容につきましてご説明申し上げます。18ページをお願い申し上げます。

まず、歳入でございます。款1分担金及び負担金、項1分担金、目1関係市分担金、本年度予算額は21億4,753万9千円でございます。前年度と比較いたしまして7,417万円の減、率に致しまして3.3パーセントのマイ

ナスとなっております。関係三市の経費別種別の内訳につきましては説明欄に記載のとおりでございます。

次に款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 余熱利用施設使用料、本年度予算額は3,611万6千円。前年度と比較いたしまして101万5千円の減、率に致しまして2.7パーセントのマイナスとなっております。これはクリーンピア21のプール使用料等の収入を見込んだものでございます。目2 総務使用料、本年度予算額は3千円。これはNTT電柱の土地使用料でございます。款2 使用料及び手数料、項2 手数料、目1 ごみ焼却手数料、本年度予算額は2億1,411万円でございます。前年度と比較いたしまして946万円の増、4.6パーセントの増となっております。これはごみ焼却手数料でございます。直接搬入ごみの焼却手数料、事業系一般廃棄物の焼却手数料と、平成31年度からのスプリングマット処分手数料を合わせた収入を見込んだものでございます。

次に款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 処理施設整備基金運用収入、本年度予算額は1千円。恐れ入ります20ページをお願い申し上げます。目2 雁多尾畑地区環境整備基金運用収入1千円。これらは各基金の利子収入を見込んだものでございます。

続きまして款4 繰入金、項1 基金繰入金、目1 退職手当基金繰入金、本年度予算額は3,000万円を計上し、職員の退職手当に充当させて頂いております。前年度と比較いたしまして1千万円の減、25パーセントの減でございます。退職手当の該当者が4名から3名になったことによる減でございます。目2 雁多尾畑地区環境整備基金繰入金、前年度と同様100万円を計上させて頂いております。

次に款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金、本年度予算額は1千円。これは平成30年度からの繰越金を受けるための科目設定でございます。次に款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入、4,097万円。これはアルミやスチール、ガラスびん等の有価物の売却収入でございます。前年度に比べ350万8千円の増、9.4パーセントのプラスになってございます。

次に款7 組合債、項1 組合債、目1 清掃債、本年度予算額は5億3,470万円で、前年度に比べまして3億5,590万円の増、率に致しまして199パーセントのプラスでございます。これは先程第2表地方債の説明で申し上げましたように、平成31年度は12件の地方債の発行を予定しておりまして、前年度より起債対象事業の事業費総額が増えた為、増額したものでございます。

続きまして歳出に移らせて頂きます。歳出の説明につきましては、経常的なものを除きまして、特に前年度と異なるものについてご説明申し上げますので、どうぞよろしくようお願い申し上げます。26ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1議会費、項1議会費、目1議会費、本年度予算額は254万円、前年度と同額でございます。次に款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、本年度予算額は1億324万9千円。前年度と比較いたしまして494万円の減額、率にいたしまして4.6パーセントのマイナスとなっております。ここの経費は、特別職・審査会委員及び総務関係の職員の人件費並びに事務的経費でございます。主な増減の要因でございますが、平成31年度から報酬で情報公開審査会委員5名の方の報酬、個人情報保護審査会委員5名の方の報酬の増に対しまして、総務課の人員の減でございます、その差引でございます。28ページをお願いいたします。

目2余熱利用施設運営管理費、本年度予算額は1億969万6千円、前年度と比較いたしまして1,309万9千円の増額、率にいたしまして13.6パーセントのプラスになってございます。主な増額要因でございますが、修繕料が新規7件と工事請負費1件によるものでございます。30ページをお願いいたします。目3公平委員会費、本年度予算額は2万4千円で前年度と同額でございます。公平委員3名の方の報酬でございます。款2総務費、項2監査委員費、目1監査委員費、本年度予算額は14万4千円。これも前年度と同額でございます、監査委員2名の方の報酬でございます。

次に、款3衛生費、項1清掃費、目1し尿処理費、本年度予算額は3億3,576万1千円でございます。前年度と比較いたしまして7,033万1千円の増額、率にいたしまして26.5パーセントのプラスとなっております。ここの経費につきましては、し尿処理場に従事いたします職員の人件費並びに施設の維持管理経費でございます。主な増額の要因は、工事請負費で7,805万円の増額でございます。32ページをお願いいたします。

次に、目2ごみ処理費でございます。本年度予算額は22億1,683万7千円でございます。前年度と比較いたしまして4億1,415万6千円の増額、率にいたしまして23パーセントのプラスになってございます。ここの経費につきましては、ごみ処理施設及び最終処分場に従事いたします職員の人件費並びに施設の維持管理経費でございます。主な増額要因につきましては、工事請負費で3億3,327万2千円の増、備品購入費の増額でございます。

尚、ごみ処理費の工事請負費で計上させていただいております乾燥段ストロカフレーム更新工事、破碎ごみコンベア更新工事、IDF・FDFインバータ更新工事、ごみクレーン制御設備更新工事、ボイラーストブローア駆動モータ更新工事、蒸気タービンデジタルガバナ更新工事につきましては、別冊の平成31年度一般会計予算概要の4ページ並びに21ページから26ページの間に説明を載せさせて頂いておりますので、よろしくをお願いいたします。36ページをお願いいたします。

続きまして、目3資源回収事業費、本年度予算額は6,434万円でございます。前年度と比較いたしまして3,338万6千円の減額、率にいたしまして34.2パーセントのマイナスとなっております。この経費につきましては、不燃物処理資源化施設に従事いたします職員の人件費並びに施設の維持管理経費でございます。主な増減の要因につきましては、退職手当の減のため人件費で約4,000万円の減額。対しまして工事請負費で約800万円の増、その差引でございます。恐れ入ります38ページをお願いいたします。

款4公債費、項1公債費、目1元金、本年度予算額は9,296万2千円でございます。前年度と比較いたしまして1億7,296万7千円の減額、率にいたしまして65パーセントのマイナスとなっております。目2利子、本年度予算額は384万6千円でございます。前年度と比較いたしまして228万円の減額、率にいたしまして37.2パーセントのマイナスとなっております。公債費合計では1億7,524万7千円の減額となるものでございます。大きく減額いたしましたのは、平成15年度に発行した最終処分場建設に係る地方債3件、それと平成20年度に借入した3件、合計6件の償還が終了した為でございます。

次に款5諸支出金、項1基金費、目1処理施設整備基金費、本年度予算額は3,504万1千円でございます。前年度と比較いたしまして33万円の減額。目2退職手当基金費、本年度予算額は3,000万円でございます。前年度と同額でございます。いずれも前年度同様、ごみ処理手数料からそれぞれ基金に積み立てをさせて頂くものでございます。目3雁多尾畑地区環境整備基金費、本年度予算額は1千円。これは基金の利子収入の積立でございます。恐れ入ります40ページをお願いいたします。

次に款6予備費、項1予備費、目1予備費、本年度予算額は1,000万円。前年度と同額でございます。尚、42ページ以降に関係調書を添付してございますので、ご参照頂きますようお願い申し上げます。

以上で、平成31年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算の説明を終わらせて頂きます。どうかよろしくご審議ご決定賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

渡辺議員。

渡辺真千君

それでは私から2点について質問させていただきます。1点目については予算書、説明書の35ページなんですけれども、その13の委託料の一般廃棄物の処理基本計画の策定業務委託料とあります。この基本計画の策定なんですけれども、これは何年ごとにこれの見直しがされているのでしょうか。また、この中に災害廃棄物処理の計画については含まれているのでしょうか。それについて質問します。

2点目は48ページの職員数についてお聞きいたします。31年度はこれを見ると正規の職員4人減っていることになっています。それと嘱託職員は2名増という予算となっていて、結局人数的にみれば2人減少となっています。まあ嘱託職員は、より労働条件や賃金が良い条件の仕事にやっぱり就いていかれることが多くて、せっかくね仕事に経験を積んで頂いても、それがやっぱり活かされないということもありますので、やっぱり正規職員が大事になると思うんですけれども、この間の正規と非正規の割合については、この5年間でどのように変化しているのでしょうか。この2点についてお聞きいたします。よろしく願いいたします。

議長（寺田悦久君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

まず1点目お尋ねの予算書35ページの一般廃棄物処理計画策定業務委託に関してでございますが、この計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づくものでございまして、廃棄物の発生量の予測や資源化目標等を含む処理計画を策定するものでございます。見直し時期、期間につきましては環境省からごみ処理基本計画策定指針というものが出てございまして、ここで5年ごととされておりまして、当組合それと構成市さんにおきましては5年ごとの見直しということになってございます。この一般廃棄物処理基本計画の中に災害廃棄物のことは含んでいるのかというご質問ですが、災害廃棄物の処理計画

はここには含んでおりません。災害廃棄物の処理計画はこの計画とは別に平成20年3月に構成三市と当組合で作成したものが別にございます。

それと2点目が人員のことについて、5年間での推移ということでのお尋ねと思います。これにつきましては平成30年、今年度ですね4月1日現在の人数について申し上げます。正職員が51人、再任用職員が16人、嘱託員が21人、合計88人のございます。これの構成比率、割合で申し上げますと、正職員が58パーセント、再任用職員が18パーセント、嘱託員が24パーセントという構成のございます。それと5年間ということですので、26年度同じく4月1日現在の数字で申し上げますと、職員数が62名、再任用職員が16名、それと嘱託員が16名、合計94名ということのございまして、これを構成比率で申し上げますと正職員が66パーセント、再任用職員が17パーセント、嘱託員が17パーセントという構成比率になってございます。以上ございます。

議長（寺田悦久君）

渡辺議員。

渡辺真千君

ありがとうございます。1点目のあの処理計画なんですけど、災害廃棄物の処理計画、まあ以前にあったということなんですけれども、あの東南海地震もね本当に確立が高くなっていますし、色んな災害がこの間起きています。地球温暖化などによってやっぱり集中豪雨なんかの災害も大きくなっておりまので、まあこういう現状から見て、早急に今後見直して頂くことが求められていると思うんですが、今後のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目の職員の確保についてですが、5年間のちょっと経緯をみてみますとやっぱり非正規率が徐々に高くなっていることがわかっています。このまま職員がどんどんあの退職した後、無補充で嘱託員に代えられているということになれば本当に経験の積み重ねも中々出来ていきませんし、そしてまた事故とか緊急事態が発生した時になどは本当にね対応が難しくなるのではないかと心配されます。また、仕事量というものは、基本的には減ることがないので、1人の職員に対して仕事のね大変負担が重くのしかかってくるということも心配いたしますけれども、今後の職員の確保についてお聞かせ頂けたらと思います。

よろしく申し上げます。

議長（寺田悦久君）
八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まず1点目の災害廃棄物処理計画につきましては、当組合と構成三市で組織しております清掃業務運営協議会、ここで議題に上げさせて頂いております。ですがまだあの策定年度等の具体についてはまだ決まってございません。

それと職員の確保についてでございますが、正規職員の募集につきましては管理者にこの度お許しを頂きまして、3月号以降の広報で募集の掲載をさせて頂く予定でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（寺田悦久君）
渡辺議員。

渡辺真千君

お答えありがとうございます。災害廃棄物の撤去については、被災後すぐにこれを撤去して行って、それが人命を守ることに繋がりますので早急な見直しをまたお願いしたいと思います。

また次に人員の確保については、正規職員を募集をされるということで本当に安心をいたしました。まあ働き甲斐のある仕事ということで住民の為にこの仕事って本当に大事な仕事なんですけど、なかなかまあ募集されても応募が少ないということもちょっとお聞きしましたけれども、もっとアピールをして頂いて、この仕事は大変な仕事であるけれども、住民にとって大変重要な仕事ですので、是非とも職員の確保を積極的に今後もよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

他に質疑はございませんか。

瀬川議員。

瀬川覚君

はい。お尋ねします。一般会計予算概要の2ページを見ますと投資的経費が前年度と比べて129パーセントということで、もちろん長寿命化をね計っていく上で中長期計画というのを立てられていると、その中でもまあ平成31年度、この年度にね入れ込んできているところがねあるかと思えます。まあその何て言うんですかね財政的な根拠とか、法律的にやっに行かなければあかんということで、そうされた理由とか、それから4ページなんですけれども主要事業一覧表にあるんですけれども、その中で逆に中長期計画の中に無かったもので、まあ今回新たに出たものというのは何かと、その2点についてお答えをお教え下さい。

議長（寺田悦久君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。まずあの整備費におきまして法律的な何か縛りがあるのかということのご質問でございますが、焼却施設は発電設備も備えておりますので、ボイラ設備等、密接不可避なものでございます。またボイラ設備や発電設備というものは法的に整備が求められておりますし、また安全管理技術審査も受けていかなければいけませんので、そういったことで定期的な整備というのが欠かせないものでございます。

それと4ページの一覧について予定外のものがあるのかということをお尋ねかという風に思いますが、これはですね今、瀬川議員もおっしゃいましたように5年ごとに区切ってですね、まあ中期的に必要な補修や工事の予定とい

うのは載せておりました、これについては各市の財政担当の方と情報を共有しております。ただそういった予定を立てておりましたも、機械設備でありますので突発的に修理が必要となるような場合も実際ございます。今回上げさせて頂いている予算の中でご指摘のこの一覧ですね、4ページの一覧表の中ではボイラーストブロワ駆動モーター更新工事、これがその予定には入って無かったけれども今回お願いせざるを得なくなったものでございます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

瀬川議員。

瀬川覚君

あの最初の質問は中長期計画の中でね、この年度でねそもそも入れようという計画ばかりだったのかどうかということね、ですから伸び率がね129パーセントと大きくなっていると、まあもちろん事務的経費の中の公債費もね64パーセント減ですから、そういったことも含めて、あの戦略的なものがあったのかということでお尋ねしたんです。

2つ目の件については、そのもちろん予期しないことが出てくることはやむを得ないですが今回のこのボイラーストブロワ駆動モーターについては、原因というのはどういったものであったのかお尋ねします。

議長（寺田悦久君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

あのご質問の意味を取り違えておりました、大変失礼をいたしました。5カ年毎に区切っておりますそういった予定の中で、ほぼ今年度上げさせて頂いているものは、その時の予定の割り振り通りということで上げさせて頂いております。

ます。

また突発的に今回ボイラーストブロワ駆動モーターの更新ということで予算をお願いしておりますのは、これはあのボイラの中のダストを除去する装置でございますけれども、これがですね長年の使用で正確な駆動が出来にくくなっているということで、このストブロワ装置が故障してしまいますと焼却炉の中が閉塞して炉の運転が出来なくなる訳でございますが、もちろんストブロワの制作業者がですね、もう同型のものを作っていないということでございまして補修が効かないということで、今回更新させて頂きたいということでお願いをしておるものでございます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

瀬川議員。

瀬川覚君

最初にあの北川管理者もご挨拶の中でおっしゃっておられたように長寿命化、ごみの減量化も含めてですけれども、施設の長寿命化というのが本当に大きな課題の中で、是非しっかりとやって頂きたいということを要望させて頂きたいのと同時にやはりあの人件費ですか、今先程もお話がありましたようにしっかりと体制も整えていって頂きたいということを要望させて頂いて、終わります。

議長（寺田悦久君）

他に質疑はございませんか。質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（寺田悦久君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、平成31年度柏羽藤環境事業組合一般会計予算は、原案どおり可決することに決しました。

日程第8、議案第6号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。それではただ今上程頂きました、議案第6号についてご説明申し上げます。恐れ入ります議案書の34ページをお開き願います。議案第6号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて。公平委員会の委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めます。平成31年2月8日提出。柏羽藤環境事業組合管理者、北川嗣雄。

お名前は川崎裕子さんでございます。生年月日は昭和27年1月14日、ご住所は大阪府柏原市上市2丁目2番7号にお住まいでございます。略歴につきましては下に記載の通りでございますが、昭和49年3月に大阪大学法学部を卒業され、その後弁護士をなされております。現在は柏原市の公平委員会の委員長をされております。どうぞよろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

お諮りいたします。

ただ今議題となっております、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長（寺田悦久君）

ご異議なしと認めます。

よって議案第6号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決しました。

日程第9、これより一般質問をおこないます。質問の通告がありますので順次発言を許可いたします。円滑な議事進行のため、ご協力をお願いいたします。

最初に、外園康裕議員。

外園議員。

外園康裕君

羽曳野市、外園康裕でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。通告させて頂きました通り、ごみの直接搬入の体制についての検討の状況をお聞かせ頂きたく質問させていただきます。

平成29年度の第1回の定例会の議事録を拝見をいたしました。当時、今日もご在席されておりますが、瀬川議員の方から直接搬入の質問をされております。要は各市におきまして搬入の証明書を発行する業務をそれぞれの市で行っていると、そこで証明書をもって来ても現場に持って来た所で改めてそこで内容が大丈夫かというのをチェックをしている。

要はこの二重チェックをしなくてはいけないのかどうかという所から、当時の議事録によりますと、もう直接のクリーンセンターへの搬入を認める形で、要はここ一カ所で中身のチェックが出来れば良いんじゃないのかと、その方がまあ確かに市民の利便性があるのではないかというようなご指摘に対しまして、当時の議事録では実現に向けて現在検討中であるというようなお返事がございました。

まあこのことにつきまして、要はそれから約2年も経過しておる訳でございますが、現状として何も変わっておりませんというのが実情だと思います。そこでですね教えて頂きたいのは、その後の検討状況につきまして現状はどうなっているのかと、この辺りのご説明をよろしくをお願いいたします。

議長（寺田悦久君）

外園議員の質問に対し、答弁を求めます。
八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

ご質問の搬入証明書の業務の移行につきましては現在も三市と実現に向けての検討はしております。先程も申し上げました当組合と構成三市で組織しております清掃業務運営協議会においてその話、合議検討についてはさせて頂いております。従来、構成市で搬入証明書を発行しておりますその業務が、当組合で発行ということになりますと、もちろん三か所で行っていたことを一か所に集中する訳でございますから、プラットホームや受付等でかなりの混雑、トラブル等が予測されます。

私共といたしましては、搬入証明書を発行する時に、搬入証明書に記載されたものを事前でチェックすることにより、プラットホームではスムーズな対応が出来ることだと思っております。まずそのためにも、まずセンターでの発券確認場所を想定し、搬入者の導線またその安全対策等も考えて案を作成し、清掃業務運営協議会において提案、検討をさせて頂いております。その発券、確認等の担当につきましてはきちんとした確認をさせて頂くために、数名の配置を必要といたしますので、その体制を整えて業務を移行したいということで関係三市さんにはお願いをしております。またそのためには財政的な面でも三市の協力というものが必要でございます。しかしながら、この検討を開始した時、平成28年ですね、今ご指摘の通り平成28年度の2月の議会で答弁させて頂いた、まあその時から現在まで当組合の人員が総数として減、減っておりますね業務移行には至っていないという状況でございます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

以上で一通りの答弁は終わりました。外園議員、再質問はありますか。
外園議員。

外園康裕君

はい。ご答弁有難うございました。引き続き検討中、その上協議会の方で具体的な提案もして頂いているということをお聞きして大変心強く思いました。ただ残念ながら体制的には職員の方がトータルで減ってしまっていてということで、おそらくあの業務の方も中身の見直し等でかなりご苦労なさって、まあ減っていながらも業務を継続ということは、そういうことなんだと思うんですが、さらに今言うようにもう少し業務を増やして欲しいという願いを、今している状況かという風に認識しております。

そこで実際ご提案頂いたことを実現するにあたっては何名位本来必要なのかとお考えなのか、それが1点。それからその体制が出来た時には三市にそれぞれ設けている窓口につきましては、そのこの業務はもう無くなっていく方向で考えておられているのかどうか、この2点ちょっと教えて頂きたいなと思います。

議長（寺田悦久君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。先程も申し上げましたが、まあ搬入券の発行及びその内容確認。そこからまた安全に誘導してということをお考えますと、その担当には3名程度の配置が必要と考えております。

また搬入券の発行でございますが当組合で搬入券を発行するようになれば、今現在、各市役所における発券をどうするのかということでございますが、現在までその清掃業務運営協議会の中では、まあ引き続き市民の利便性を考えてどちらでの発行が良いのかどうかということについても、話し合いはされております。ただもう1点に集約するというものですから、そちらの方を閉じてということも考えられますので、今後も清掃業務運営協議会で諮って参りたいと考えております。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

はい。外園議員。

外園康裕君

大変有難うございました。ではあの意見と要望を述べさせていただきます。前回の時にも恐らく出たかと思えます。市民の利便性ということをもまず優先して考えて頂きたいというのが1つでございます。その上でそういった窓口が1か所に出来るということであれば、ごみを持っていく市民の方にとっては明らかにその方が利便性が上がるということは事実かなと思っております。

今、色々お答え頂いた中で、その実現に向けて具体の方法もご提案まで頂いておりますので、どうか後はじゃあ人員が増えればそれでいけるということであるのであれば、そういったことが出来るような体制をどうかとって頂ける体制、理事者、管理者の皆様方におかれましても、そういった方向でのご決断を是非お願いをしておきたい、このように申し上げまして私からの一般質問を終わらせて頂きます。有難うございました。

議長（寺田悦久君）

以上で外園康裕議員の質問を終わります。
続きまして、岸野友美子議員。

岸野友美子君

はい。議長。

議長（寺田悦久君）

岸野議員。

岸野友美子君

はい。柏原市の岸野友美子でございます。えっともう大分お疲れではないか

と肩の力を抜いて頂いて、私、一般質問最後になりますのでリラックスな状態で受けて下さい。それでは通告をさせて頂きましたので、その順にと一般質問させて頂きます。

この通告の締切がですね1月の30日だった訳でございます、先程の説明を受けた分と重なる部分があるかと思えますけれども、再確認ということでご対応をお願いしたいと思えます。またちょっと初歩的な話になるかも知れませんが、どうぞよろしく願いいたします。

では通告に従いまして火災のことなんですけれども、まず先日の環境事業組合での火災の原因を質問いたしましたけれども、先程の説明の中で不燃粗大ごみピットの中で自然発火によるものであると、電池やライターが発火原因ではないかと推測されるということで、消防でも特定されていないという説明を頂きました。まあそれでは次の質問になるんですけれども、過去にこのようなことがあったのかどうかをお伺いします。

議長（寺田悦久君）

岸野友美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。不燃粗大ごみピットでの火災はございません。ボヤ程度の発火は何度かありますけれども、すぐに消しとめられて、消防に来て頂くに至るようなことはございませんでした。以上でございます。

岸野友美子君

議長。

議長（寺田悦久君）

はい。岸野議員どうぞ。

岸野友美子君

はい。粗大ごみピットではなくボヤ程度は何度かあったと、但し消防が来る程のことではないということで、まああの原因が分かってないことに対してですね、今後それを追求されるのかどうか、もっと調べて行かれるのかどうかをお伺いいたします。

議長（寺田悦久君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

消防においても特定できないという事でございますので、当組合での独自調査というのは非常に困難かと考えております。但しですね、私共も他の清掃工場、施設で類似のことがありませんかということで色々まあ今後のヒントになろうかということでお尋ねいたしましてですね、他の工場で実は特定されたケースがあるということで聞いております。

それは粗大ごみピットから外へ出たところでの発火であったので、品物が特定されたというようなことを聞いております。そのケースは充電式のコードレスクリーナーという、あの掃除機ですね、それだったということは聞いております。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

岸野議員。

岸野友美子君

はい。有難うございます。そうしたらですね今後このようなことが起こった

時にどのように対応されて行くのかなという疑問が湧くんですが、想定されているようなことはありますでしょうか。

議長（寺田悦久君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

今後は、不燃粗大ごみピットの貯留物に対しての散水を強化しようと、まあ実際しておりますもう既に、まあ発火物が出た場合に散水して消し止めるということとは別に、霧吹きのようなもので湿気や湿り気を常に持たせてというようなこともございまして、そちらの方をより強化してですね発火しにくい状態を作っていくということで、それについてはもう既にさせて頂いております。

不燃粗大ごみピット内の残留物、貯留物ですね、この量が多いとやはり確率も上がりますし、まあ万が一発火した場合にまあ言えば燃える物の量が多い訳でございますから、なるべくやっぱりそういう残留を少なく留めることが出来るような運転計画にシフトして行きたいというようなことを考えております。当然ですけれども事故対応マニュアル及び消防訓練実施計画に基づく対応を図るよう、職員への周知徹底を図って参りたいと考えております。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

岸野議員。

岸野友美子君

はい。まあこのようなことが度々あるようでは困るんですけども、またそれに対しての色々と策を講じて頂いているということで、また運転計画とか事故対応マニュアル、職員の周知徹底を行っている、まあ職員の皆さんのね力がここで発揮出来る部分であると考えます。

まあ是非ともしっかりとお願いを申し上げたいと思いますが、じゃあもし万が一ですね、方向を変えましてこの焼却炉がもし使えなくなったらと、そんな時の受け入れ先というのはどうなっているのか、ちょっと気になるんですけれども如何でしょう。

議長（寺田悦久君）
八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。実はお隣の地域になるんですけれども、南河内環境事業組合さん、こちらとですね維持管理の技術上の基準に係る施設整備点検中及び事故、その他やむを得ない緊急事態が発生した場合、こういった場合に相互協力するという協定をですね、この南河内環境事業組合様と結ばせて頂いております。

但しですね、不燃粗大ごみにつきましては、工場ごとに受け入れの基準が異なりますため、一般家庭から出る生ごみに比べて依頼はかなり難しいという風に考えております。

議長（寺田悦久君）
岸野議員。

岸野友美子君

はい。分かりました。あの一緒にね南河内と提携を結ばれているんやと、という後でちょっと残念なあれですけれども、あの実際、私柏原市に住んでいて、その柏原市のごみ収集、分別ですね、これに関しては非常に緩いなというのは感じております。

もちろん藤井寺さんも羽曳野さんも同じであろうと理解しているんですけれどもね、まあそれを受入れてもらうということは本当に大変厳しい状況になって行くんじゃないかと思うんですけれども、どうなんでしょうね。

議長（寺田悦久君）

いけますか。八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。分別に関することである今ご質問、ご指摘頂きました。あのごみの分別につきましてはですね、これは管理者会議の中でも分別収集につきましては、重要項目として分別取り組みの強化を議題として頂いているところでございます。

収集につきましては市の施策ではございますが、やっぱり組合を構成している三市さんが足並みを揃えて進めて頂くということが当組合としても一番望まれることではございますので、それについて例えば各種搬入物のデータ提供等、協力できることがあれば、積極的に協力して参りたいという風に考えております。

ただそれと分別のこととは別にですね、まあ先程も少し申し上げましたけれども、施設、工場ごとの受け入れ基準という事についてはですね、当センターでは、市民サービスを主眼において受け入れをさせて頂いているような物でも、他工場では搬入禁止となっているような物が実際多くあります。そういう意味では、粗大ごみの受け入れについて他工場に依頼するのは、まあかなり難しいのではないかということをお断り申し上げます。以上でございます。

議長（寺田悦久君）

岸野議員。

岸野友美子君

有難うございます。まあ分別ということに関して、本当に各市で考えて取り組んで行かなくてはいけないという風には受け止めております。これも大変難しいことではあるかなという風には思っているのです、これからの課題として私

達も考えて行かなければあかんかなと思っておりますので、その辺ご理解頂いて次の質問に移らせて頂きたいと思えます。議長よろしいですか。

議長（寺田悦久君）

はい。まとめて下さい。

岸野友美子君

はい。まとめます。次に私が聞きたいのはですね、今回柏原市の広報かしわらの2月号を見ましたところで環境事業組合の職員の募集がありました。嘱託職員でした。なぜ正規職員ではないのかと思いましたので質問を、先程からも出ておりますがこのことについてお伺いします。

議長（寺田悦久君）

八幡事務局長。

事務局長（八幡公一郎君）

はい。今ご指摘の通り2月号の広報で募集させて頂きましたのは嘱託職員でございます。

これはあの現に今現在生じております嘱託職員の欠員を補充すべく募集させて頂いたものでございまして、正規職員についてはまたこれとは別でございますので、これについてはこの度管理者のお許しも頂きましたので、3月号以降の広報誌でまた組合のホームページと同時にまたそういった募集を掲載させて頂く予定でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

岸野友美子君

はい。議長。

議長（寺田悦久君）

岸野議員。

岸野友美子君

はい。有難うございます。まあ今回は欠員補充ということでの募集ですよと、分かりました。実は私この環境事業組合議員にならせて頂きまして1年数か月になる訳なんですけれども、昨年の会議から色んな議員の方がこのことについて質問をされているのを聞かせて頂きながら、1年経ってもこの問題についての改善がされていないということがとっても残念に思っておりましたので、今回質問をさせて頂いたような次第でございます。

そんな中で2月号の募集を見て良かったと思っていたような次第だったんですけれども、何や囑託か進んでないやんというようなちょっとがっかりしたような次第でした。あのこれからまあね先程の質問の中で、たくさん良い返事を聞かせてもらっているんで、ほっとしているんですけれどもね、その時にあの昨年の議事録を読ませてもらいましたらね、10年前に正規職員が95名だったのが、平成29年の正規職員54名で、まあ先程のお答えによりますと平成30年が正規職員が51名だったと、まあこんな中で正職の募集を何でされへんのか、これで良いのかとまだ詰めるところだったんです。

けれどもですねまあはっきりと3月以降と明るい兆しが見えてきておりますので、最後に要望というか、そもそもこの職場というのは、やっぱり技術が要であると思っております。長年の経験、知識、そして熟練が非常に大切ではないかと、だから今回のような火災においてはね、そういうことは他においておきまして、やっぱりそういう皆さんの持っている長年の経験が役に立って対応出来て行く、こういう問題だと思っておりますので、あの一番要は正職の方が長年やっぱり継承して行けるということが大事だと思っております。だからそれを継承するためにもですね、正職が大事ということをこの度の管理者であります北川市長にもお願いをさせて頂いて、今後共正職が継続されて募集がかかって行きますようにとお願いをさせて頂きたいと思っております。要望でございます。これを要望として最後のお願いとさせて頂きまして終わります。有難うございました。

議長（寺田悦久君）

以上で岸野友美子議員の質問を終わります。以上で通告者の発言は全て終わりました。他に質問の通告はございませんので、これにて一般質問を終結いたします。

これにて議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。よって平成31年柏羽藤環境事業組合議会第1回定例会を閉会をいたします。皆さんどうも有難うございました。

柏羽藤環境事業組合議会

議長 寺田悦久

会議録署名議員

8番 畑謙太郎

9番 上藪弘治